

大和市条例第1号

大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第1号

大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

大和市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大和市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第14条中「据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を」を削り、「年3パーセント」を「無利子」に改める。

第15条第1項中「災害援護資金」の次に「の償還」を、「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還の方法によるもの」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による災害援護資金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還は、それぞれ均等償還の方法によることとする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

第15条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第10条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。